①国名	Slovak Republic (SK） (スロバキア共和国)
②名称	Prime Minister's Office / Industrial Property Office of the Slovak Republic
③所在地	Švermova 43, 974 04 Banská Bystrica 4, Slovak Republic
④連絡先	(電話） (421 48) 43 00 131 (FAX） (421 48) 41 32 563 (E-mail) infocentrum@indprop.gov.sk (internet) https://www.indprop.gov.sk/
⑤組織の長	President : Mr. Pavol Gregorčok
⑥沿革	(1) スロバキア共和国は、1993 年 1 月 1 日、旧チェコスロバキアがスロバキア共和国とチェコ共和国に分かれて誕生した。 (2) スロバキア共和国における特許法は、2007 年法律第 517 号であり、2007 年 1 月 1 日に施行された。 (3) スロバキア共和国における実用新案法は 2008 年法律第 495 号であり、2009 年 2 月 1 日に施行された。 (4) スロバキア共和国における意匠法は、2008 年法律第 495 号であり、2009 年 2 月 1 日に施行された。 (5) スロバキア共和国における商標法は、2009 年法律第 506 号であり、2010 年 1 月 1 日に施行された。
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、地理的表示、回路配置

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
1993/1/1	1993/1/1		1993/1/1	1993/1/1
ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1993/1/1	2005/4/28	1993/1/1	1993/1/1
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
2010/1/1	1997/7/9		2002/3/6	2002/5/20
ブタペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
1993/1/1				1993/1/1
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
1993/1/1	1997/9/13	1993/1/1	1993/1/1	1993/1/1
ストラスブール	ウィーン	WTO		
1993/1/1		1995/1/1		

①国名	Slovak Republic (SK) (スロバキア共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数	221	159	203	256
		(内　外国出願)	15	13	19	24
		(内日本から)				
		(内　PCT ルート)	5	9	6	14
	実用新案	全数	390	297	288	343
		(内　外国出願)	48	44	52	46
	意匠	全数	145	113	102	101
		(内　外国出願)	26	10	25	9
		(内日本から)				
	商標	全数	4,036	4,301	3,335	3,561
		(内　外国出願)	1,607	1,678	1,312	1,211
		(内日本から)	9	11	2	5
	登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数	89	106	95	119
		(内　外国出願)	10	14	20	12
		(内日本から)				
		(内　PCT ルート)	6	2	4	1
	実用新案	全数	323	409	262	254
		(内　外国出願)	51	54	44	53
	意匠	全数	126	121	85	83
		(内　外国出願)	31	11	20	11
		(内日本から)				
	商標	全数	3,591	3,709	3,289	2,912
		(内　外国出願)	1,643	1,526	1,389	1,192
		(内日本から)	12	10	4	5
	出典：WIPO IP Statistics					

①国名	Slovak Republic (SK) (スロバキア共和国)

⑫　組　　織

＜組織図＞　知的財産庁は内閣府(Prime Minister's Office)の下部組織である。

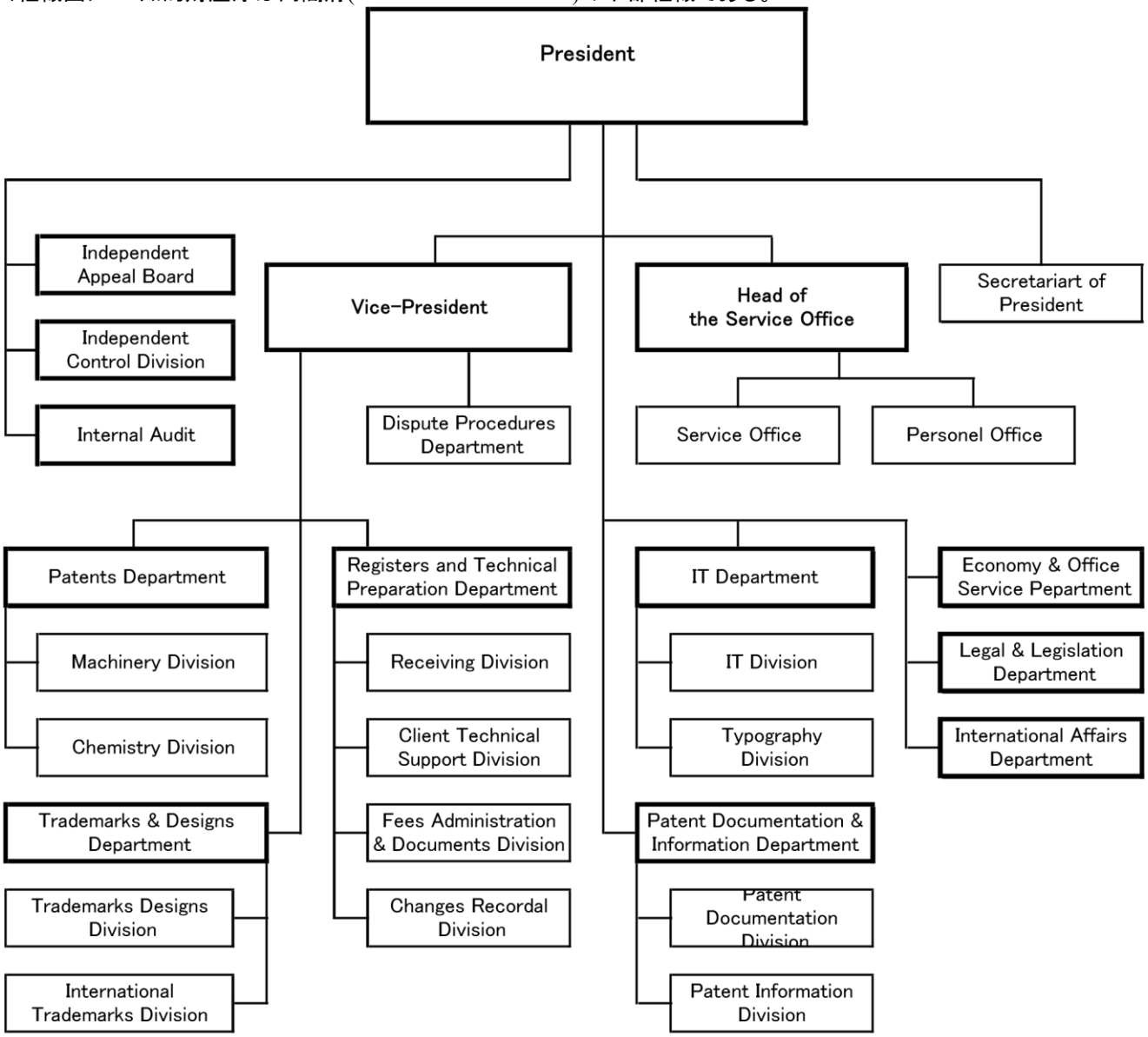

（出典）: 2010 Annual Report（スロバキア特許庁 HP）

①国名	Slovak Republic (SK） (スロバキア共和国）	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2009 年 6 月 1 日施行 (2009 年法律第 202 号)
	③地理的効力の範囲	スロバキア国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人)(特許法第 10 条(1)、第 12 条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。スロバキアに非居住の出願人は、スロバキア在住の代理人を選任しなければならない。　(特許法第 79 条(1))
	⑦出願言語	公用語(スロバキア語)(特許法第 79 条(8))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から 20 年 (特許法第 29 条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(特許法第 7 条(1)、(2))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次の 2 つのケースが規定されている。期間は、何れも開示日から 6 月。 (1) 出願人又はその法律上の前権利者に対する関係での明白な濫用による発明の開示。 (2) 公の、又は公認の内外国における博覧会における展示による発明の開示。 (特許法第 7 条(4))
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学的理論及び数学的方法　(特許法第 5 条(3)、第 6 条) (2)審美的創作物 (3)知的活動、遊戯若しくは事業を行うための計画、規則又は方法 (4)コンピュータプロ P グラム (5)情報の提示 (6)植物又は動物品種、及び植物又は動物を生産するための基本的に生物学的な方法 (7)人体若しくは動物体の外科的又は治療的方法及び診断方法、並びに人体又は動物体に施される病気予防方法 (8)商業的実施が公の秩序又は道徳に反する発明
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第 43 条(1))
	⑬審査請求制度の有無	有。審査請求は、出願日から 36 月以内に行わなければならない。 (特許法第 43 条(2))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日から 18 月経過後に公開される。。 (特許法第 41 条)
	⑯異議申立制度の有無	無。異議申立制度はないが、何人も「意見書」を提出することができる。(特許法第 42 条)
	⑰無効審判制度の有無	有。何人も、特許の無効を請求することができる。また、この特許無効の請求は、特許の失効後も行うことができる。 (特許法第 46 条(1))
	⑱実施義務	有。特許は、特許出願日から 4 年、権利付与日から 3 年の何れか遅い方までに実施しなければならない。 (特許法第 27 条(1))

①国名	Slovak Republic (SK) (スロバキア共和国)	
	⑲費用 単位 EUR(ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 53.00 EUR 審査請求料 116.00 EUR(10 クレームまで) 16.50 EUR(10 超の各クレームにつき) 登録料 66.00 EUR(頁数が 10 頁まで) 6.50 EUR(頁数が 10 超の各頁につき) [特許権維持に掛かる費用] 年金 3 年次 66.00 EUR 12 年次 265.50 EUR 4 年次 82.50 EUR 13 年次 298.50 EUR 5 年次 99.50 EUR 14 年次 331.50 EUR 6 年次 116.00 EUR 15 年次 365.00 EUR 7 年次 132.50 EUR 16 年次 398.00 EUR 8 年次 149.00 EUR 17 年次 464.50 EUR 9 年次 165.50 EUR 18 年次 531.00 EUR 10 年次 199.00 EUR 19 年次 597.00 EUR 11 年次 232.00 EUR 20 年次 663.50 EUR
	⑳料金減免措置の有無	有。出願人が発明者である場合は、出願料が 50%低減される。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Slovak Republic (SK) (スロバキア共和国)	
実用新案制度	②最新実新案法の施行年月日	2009 年 1 月 1 日統合施行 (2008 年法律第 495 号)
	③地理的効力の範囲	スロバキア国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人)(実案法第 10 条(1)、第 12 条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。スロバキアに非居住の出願人は、スロバキア在住の代理人を選任しなければならない。 (実案法第 58 条(2)、(3))
	⑦出願言語	公用語(スロバキア語)(実案法第 58 条(8))
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から 4 年。各 3 年間の延長が 2 回まで可能。 (実案法第 26 条(1)、(2))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(実案法第 7 条(1)～(3))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。出願人又はその前権利者による開示日から 6 月。 (実案法第 7 条(4))
	⑪不登録対象	(1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2)物品の単なる外観 (3)精神活動のための計画、法則及び方法 (4)コンピュータ・ソフトウェア (5)情報の単なる提示 (6)植物又は動物の品種及び生物学的生産物質 (7)生産方法又は業務活動 (8)公共の利益、特に人間性及び道徳性の原則に反する技術的解決 (実案法第 5 条、第 6 条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。 (実案法第 38 条(4)、第 42 条)
	⑬審査請求制度の有無	無。(実案法第 38 条(4)、第 42 条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願の対象について技術水準に関する調査が行われ、調査結果とともに公開される。 また、この公開は、出願人が出願日から 3 月以内に提出する請求に基き、最長 15 月まで猶予される。 (実案法第 38 条(4))
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も出願公開から 3 月以内に異議申立できる。 (実案法第 40 条)
	⑰無効審判制度の有無	有。何人も、実用新案の無効を請求することができる。また、この実用新案の無効の請求は、実用新案の失効後も行うことができる。(実案法第 44 条)
	⑱実施義務	有。実用新案は出願日から 4 年、又は権利付与日から 3 年の何れか遅い方までに、考案を実施しなければならない。 (実案法第 24 条(1))

①国名	Slovak Republic (SK) (スロバキア共和国)	
	⑲費用 単位 EUR(ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料　66.00 EUR [実用新案権維持に掛かる費用] 年金 第 1 回目の 3 年間の更新料　132.5 EUR 第 2 回目の 3 年間の更新料　265.5 EUR
	⑳料金減免措置の有無	有。出願人が発明者である場合は、出願料が 50%低減される。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Slovak Republic (SK) (スロバキア共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2009 年 2 月 1 日施行　(2008 年法律第 495 号)
	③地理的効力の範囲	スロバキア国内のみ(意匠法第 19 条(1))
	④他国制度との関係	欧州連合(EC)加盟国(OHIM)
	⑤出願人資格	創作考案者及び、承継人(自然人、法人)(意匠法第 31 条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住の出願人は、公認の代理人を選任しなければならない。 (意匠法第 49 条(2))
	⑦出願言語	公用語(スロバキア語)(意匠法第 49 条(5))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から 5 年。各 5 年の期間を 4 回まで更新することができる。(最長 25 年)(意匠法第 25 条(1)、(2))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(意匠法第 4 条)
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次の 2 つのケースが規定されている。期間は、何れも開示日から 12 月。 (1) 意匠創作者又は承継人若しくは第三者による、意匠創作者又は承継人によって提供された情報又は行為の結果としての意匠の開示。 (2)意匠創作者又は承継人に関する権利濫用の結果としての意匠の開示。(意匠法第 6 条(3))
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 (1) 製品の技術的機能からのみ定まることが明白な特徴 (2) 当該意匠が組み込まれ又は使用された製品が，別の製品に機械的に接続され又はその中に，その周りに若しくはそれに相対して設置され，その結果双方の製品がその機能を発揮できるようにするために正確な形状及び寸法で複製される必要がある特徴(意匠法第 8 条) (3) 公の秩序又は認められる道徳原則に反する意匠(意匠法第 9 条)
	⑫実体審査の有無	有。出願は、方式要件、新規性及び登録可能性が審査される。 (意匠法第 34 条(1))
	⑬審査請求制度の有無	無。(意匠法第 34 条(1)、第 35 条(1))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。(意匠法第 2 条(a))
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(スロバキアは、ロカルノ協定の加盟国)
	⑲出願公開制度の有無	無。(意匠法第 35 条(1))
	⑳秘密意匠制度の有無	有。意匠の公開を優先権主張日から 30 月を超えない期間で繰延べることができる。 (意匠法第 35 条(2))
	㉑異議申立制度の有無	無。 (意匠法第 34 条(1)、第 35 条(1)、第 36 条(1))
	㉒無効審判制度の有無	有。何人も、意匠の無効を請求することができる。また、この意匠無効の請求は、意匠の失効後も行うことができる。 (意匠法第 36 条)
	㉓登録表示義務	無

①国名	Slovak Republic (SK) (スロバキア共和国)	
	㉔費用 単位 EUR(ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料　39.50 EUR(1 意匠) 13.00 EUR(1 超の各意匠につき) [意匠権維持に掛かる費用] 存続期間更新料(2 回目、3 回目、4 回目、5 回目) 第 2 回目の 5 年間　99.50 EUR 第 3 回目の 5 年間　199.00 EUR 第 4 回目の 5 年間　298.50 EUR 第 5 回目の 5 年間　398.00 EUR
	㉕料金減免措置の有無	有。出願人が創作者である場合は、出願料が 50%低減される。

①国名	Slovak Republic (SK) (スロバキア共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2010 年 1 月 1 日施行 (2009 年法律第 506 号)
	③地理的効力の範囲	スロバキア国内のみ
	④他国制度との関連	欧州連合(EC)加盟国(OHIM)
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標(商標法第 1 条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、三次元商標、結合商標 (商標法第 1 条)
	⑦出願人資格	自然人、法人
	⑧権利付与の原則	先願主義(商標法第 6 条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (商標法第 51 条(2))
	⑪出願言語	スロバキア語(商標法第 51 条(9))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年。10 年ごとに更新できる。 (商標法第 22 条)
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	無。
	⑭不登録対象	(1)識別性を有していない標識 (2)商品及びサービスの種類、品質、数量、用途、価格、地理的原産地若しくはその他の特徴、又は商品の製造時期若しくはサービスの提供時期を表示するために取引上使用される表示若しくは要素のみからなる標識 (3)日常の言語において又は確立した取引習慣において常用されるようになった標識又は表示のみから成る標識 (4)商品若しくはサービスの性質、品質又は地理的原産地について公衆を誤認させる虞がある標識 (5)公序良俗に反する標識 (6)その使用が国際条約に基づくスロバキア共和国の義務に反するものとなる標識 (7)高度な象徴的価値を有する標識、特に宗教的シンボルを含む標識 (8)ぶどう酒又は蒸留酒に原産地表示を伴って使用される標識で、当該原産地を有さないもの (9)誠実に行われていない出願の対象である標識 (商標法第 5 条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。(商標法第 7 条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。出願は、方式要件の遵守、登録可能性、及び同一又は類似の商品若しくはサービスについて、先の登録又は出願されている同一の商標の有無が審査される。 (商標法第 28 条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	有。出願及び商標に関する確定データを含む登録簿を閲覧のために公開される。 (商標法第 41 条)

①国名	Slovak Republic (SK) (スロバキア共和国)	
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も出願の公告日から 3 月の間、異議申立を行うことができる。(商標法第 30 条) また、出願の商標が登録簿に記入されるまでは、何人も出願の商標の商標としての条件の充足に関する「意見書」を提出することもできる。(商標法第 29 条)
	㉓無効審判制度の有無	有。何人も、商標の無効を特許庁に請求することができる。 (商標法第 34 条, 第 35 条)
	㉔不使用取消制度の有無	有。5 年。取消手続開始前のすくなくとも 5 年間、継続して商標が真正に使用されていないときは、商標は不使用取消の対象となる。 (商標法第 34 条)
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類/第 10 版)を採用している。(スロバキアは、ニース協定の加盟国) (商標法第 24 条)
	㉖図形要素の分類	無。
	㉗譲渡要件	無。商標権は営業の譲渡とは関係なく譲渡できる。 (商標法第 17 条)
	㉘費用単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料　165.50 EUR(3 区分 まで) 16.50 EUR(3 区分超の 1 区分あたり) [商標権維持に掛かる費用] 存続期間更新出願料 132.50 EUR(3 区分 まで) 16.50 EUR(3 区分超の 1 区分あたり)
	㉙料金減免措置の有無	無。